

日本原の日米共同訓練と「国民保護計画」推進の現状

岡山県平和委員会 中尾 元重

1 日本原における日米共同訓練

(1) 共同訓練実施の概要

(2) 日米安保協議委員会の合意と共同訓練－日米軍事一体化の方針の具体化

①緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整

部隊戦術レベルから戦略的な協議まで、政府のあらゆるレベルで緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整を行う。包括的メカニズムと調整メカニズムの実効性を向上させる。

②計画検討作業の進展

共同作戦計画及び相互協力計画について、日本の有事法制を反映する検討作業を拡大し、二国間演習プログラムを強化する。

③情報共有及び情報協力の向上

部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させ、共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる。

④相互運用性の向上

自衛隊が統合運用体制に移行するのに際して円滑な協力を確保するため、自衛隊及び米軍は、相互運用性を維持・強化する。自衛隊と米軍の司令部間の接続性を強化する。

→在日米軍司令部は、横田飛行場に共同統合運用調整所を設置する。

→航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、横田飛行場において米第5空軍司令部と併置される。

→キャンプ座間の在日米陸軍司令部は、展開可能で統合任務が可能な作戦司令部組織に近代化される。

陸上自衛隊中央即応集団司令部をキャンプ座間に設置する。

⑤日本及び米国における訓練機会の拡大

双方は、共同訓練及び演習の機会を拡大する。これらの措置には、日本における自衛隊及び米軍の訓練施設・区域の相互使用を増大することが含まれ、グアム、アラスカ、ハワイ及び米本土における訓練も拡大される。

⑥自衛隊及び米軍による施設の共同使用

自衛隊及び米軍による施設の共同使用を拡大し、緊密な連携や相互運用性の向上をはかる。

⑦弾道ミサイル防衛（BMD）

それぞれのBMD能力の向上のため、情報、指揮・統制システムの緊密な連携をはかる。

(3) 日本原の共同訓練の危険な内容

①イラク侵略部隊の特訓

②海外遠征をめざす訓練種目－寒冷地訓練、至近距離射撃訓練、都市型戦闘訓練、NBC訓練等

③相互運用性の維持・強化

④集団的自衛権行使の演練

(4) 日米地位協定2条4項（b）適用と関係自治体の対応

①日米地位協定2条4項（b）適用の意味

②国有財産の管理に関する法的手続きの問題

2 国民保護法と国民保護計画の本質

(1) 有事法制の中の国民保護法 (=戦場を想定した「住民排除・戦時動員法」)

①新日米防衛協力のための指針=新ガイドライン (1997年9月橋本内閣)

「日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して、より効果的かつ信頼性のある日米協力を行う。」

②周辺事態法 (1999年5月小渕内閣)

アメリカが起こす戦争に日本が参戦する、戦後初めての戦争法。

周辺事態に連動して参戦する。ii 平素から戦争計画を立案する。iii 40項目の後方支援を分担する。

③武力攻撃事態法・安全保障会議設置法「改正」・自衛隊法「改正」(2003年6月小泉内閣)

i 戦争へ参加する骨格法。ii 戦時首相に全権集中。iii 自衛隊の陣地構築と徴用徴発、各種法律の適用除外。

④有事関連7法・3条約 (2004年6月小泉内閣) 有事立法が完結。

米軍支援法・特定公共施設等利用法・捕虜取扱い法・日米物品役務相互提供協定・国民「保護」法など。

★武力攻撃事態等= i 武力攻撃が発生または発生する危険が切迫している事態。

ii 武力攻撃が予測される事態。

○武力攻撃事態等は単独では起こらず、米軍の作戦による「周辺事態」によって起こる (新ガイドライン)。

○国民保護計画は、アメリカがアジア太平洋で武力介入を行い、その足場にされている日本が反撃の対象となったとき、自衛隊や米軍に協力しその作戦を支える「銃後」の体制を構築するもの。

○「住民保護」は武力攻撃事態法の定める軍事作戦の許容 (指示) の範囲となる。

○ねらいは「住民排除」と戦時動員。

(2) 「有事」における国・地方公共団体の「責務」と国民の「役割」

①国の責務 (武力攻撃事態法4条・7条、保護法3条1項)

武力攻撃事態等に備えて基本的な方針を定めるとともに、発生した場合の対処に関し万全の態勢を整備する責務を有するとし、主要な役割を担う。

②地方公共団体の責務 (武力攻撃事態法5条・7条、保護法3条2項)

武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する (第1号法廷受託事務)。

地方自治体の実施しなかった時は代執行。

③国民の協力 (武力攻撃事態法8条、保護法4条)

「協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。」

「強制にわたることがあってはならない。」

(3) 武力攻撃事態の想定と官民総動員

①攻撃の類型 ○ 着上陸侵攻 ○ ゲリラや特殊部隊による攻撃 ○ 弾道ミサイル攻撃 ○ 航空攻撃

○ 危険性物質を有する施設への攻撃 ○ 多数の人の集合する施設への攻撃

○ 多数の人を殺傷する物質等による攻撃 ○ 交通機関を用いた攻撃

②攻撃の手段 ○ 核兵器等 ○ 生物兵器 ○ 化学兵器

③米軍と自衛隊の軍事行動が優先 (武力攻撃事態法、米軍支援法、特定公共施設等利用法)

「国民保護」は具体的な軍事作戦 (機密事項) の想定に無関係で、全く具体性を欠く架空の作文である。

実際の場面になると軍事行動が優先し、事実上、「住民排除」「住民避難」が強制される。

④組織の整備、訓練、啓発 (保護法41条、42条、43条)

行政各部門、すべての指定公共機関が戦時協力態勢をとり、日常的な訓練、啓発をとおして臨戦体制の社会に。

(4) 基本的人権の「尊重」（保護法5条）と罰則規定（保護法第10章）

①「措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。」

「国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われる」

②救援物資の収容、土地等の使用など、不利益処分を付さないで公用令書を手交し、執行する。

③立ち入り制限区域設定の場合、退去命令に従わなければ30万円以下の罰金又は拘留等、11件の罰則。

(5) 日米合意文書「日米同盟：未来のための変革と再編」の中の有事法制の位置付け

Ⅱ役割・人部・分担

2. 役割・任務・能力についての基本的考え方

「日本は、日本の有事法制に基づく支援を含め、米軍の活動に対して、事態の進展に応じて切れ目のない支援を提供するための適切な措置をとる。」

4. 二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化するための不可欠な措置

「空港及び港湾を含む日本の施設を自衛隊及び米軍が緊急時に使用するための基礎が強化された日本の有事法制を反映するものとなる。」

3 国民保護計画の推進の現状

(1) 全国の主な経過

- 2004年 9月 国民保護法施行→全文11章195条、附則16条
- 「武力攻撃から国民の生命、身体、及び財産を保護し、…国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置…を…事態対処法と相まって…的確かつ迅速に実施することを目的とする。」第1条
- 2005年 3月 「国民の保護に関する基本指針」を閣議決定、消防庁が「都道府県国民保護モデル計画」公表
- 7月 鳥取県国民保護計画と福井県国民保護計画を閣議決定
- 9月 「埼玉県国民保護協会」（通称・NPO法人さいたま国民を守る会）設立総会
- 10月 28指定行政機関が国民保護計画を作成
- 10月 緊急対処事態図上訓練（指定行政機関、日赤、放送事業者7社、埼玉、富山、鳥取、佐賀）
- 10月 緊急対処事態警報通知訓練（全都道府県と678市町村）
- 11月 国民保護実動訓練（福井県、美浜町、敦賀市、及び関係行政機関等）
- 2006年 1月 全国瞬時警報システム（J-ARERT）の実証訓練→3月まで15都道府県16市町村で実施
- 1月 21道府県の国民保護計画が閣議決定
- 1月 消防庁が「市町村国民保護モデル計画」と「避難実施要領のパターン」（避難マニュアル）を作成
- 3月 全国の市町村で国民保護協議会設置条例、国民保護対策本部等設置条例の策定すすむ
- 3月 24都県の国民保護計画が閣議決定、指定公共機関が国民保護業務計画を作成

(2) 岡山県国民保護計画策定の経過

- 2005年 3月18日 岡山県国民保護対策本部及び岡山県緊急対処事態対策本部条例の公布・施行
- 岡山県国民保護協議会条例の公布・施行
- 4月 6日 岡山県国民保護計画策定本部の設置
- 4月14日 市町村、市町村消防本部に対し、「モデル計画」等について説明
- 4月19日 岡山県国民保護計画検討委員会・WG
- 4月21日 指定地方公共機関にガス、輸送、医療等公益事業を営む10法人を指定

5月 9日	第1回岡山県国民保護計画策定本部会議
5月12日	第1回岡山県国民保護協議会（議題・有事法制、県計画骨子等） 国民保護協議会の委員を任命 （毎月1～2回のWG、数回の計画検討委員会の開催）・（関係機関との協議、意見調整）
5月31日	中国地区国民保護ブロック会議
6月16日	指定地方公共機関にバス事業者7法人を指定
8月15日	指定地方公共機関に放送事業者6法人を指定
8月31日	第2回岡山県国民保護計画策定本部会議
9月 1日	国民保護協議会の委員に放送事業者の役員3名を追加任命
9月15日	国民保護法制に関する市町村担当課長会議
9月15日	「岡山県国民保護計画（素案）」に関するパブリックコメント開始→10月14日まで
11月 8日	第3回岡山県国民保護協議会（県計画案答申）
12月 5日	第3回岡山県国民保護計画策定本部会議（県計画案決定）
2006年 3月31日	閣議決定

4 先行する国民保護訓練

2005年10月11日	長崎県が「国民保護法に基づく国民の保護のための措置が機能するか」、確かめる目的で図上シミュレーション訓練。五島市福江島の住民を本土に避難させるまでをシミュレーション。
10月28日	緊急対処事態図上訓練（指定行政機関、日赤、放送事業者7社、埼玉、富山、鳥取、佐賀）。
11月 2日	北海道が「国民保護に関する図上訓練」。地下鉄駅構内の大規模爆発を想定。「北海道初動対応基本マニュアル」に従ってロールプレイング方式による図上訓練。
11月17日	埼玉県が大宮駅構内でテロ対策訓練。
11月27日	国民保護実動訓練（福井県、美浜町、敦賀市、及び関係行政機関等）。福井美浜発電所におけるテロ対応訓練。
12月11日	鳥取県が同県三朝町に「某国特殊部隊が潜入し、気概が住民に及ぶ恐れがある」という想定で国民保護実動訓練を実施。
2006年 1月10日	全国瞬時警報システム（J-AERERT）の実証訓練→3月7日まで15都道府県16市町村で実施
1月30日	熊本県健康軍自衛隊駐屯地の日米共同指揮所演習（ヤマサクラ49）に地方自治体の国民保護担当者が見学研修。
3月 7日	千葉県が同県富浦町（現南房総市）でテロ攻撃を想定した避難訓練。この訓練は消防庁の「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」の実証訓練に伴うもの。
3月24日	福岡県が福岡市で大規模テロを想定した図上演習。「朝のラッシュ時にJR博多駅と西鉄福岡駅で同時爆破テロが起き、死者45人、負傷者670人」

5 防衛庁・自衛隊の対応

(1) 「平成18年度防衛予算の概要」から

①方面総監部の改編

「地方公共団体等と平素から緊密な連携を確保し、国民保護のための措置等を実効的なものにするため、陸上自衛隊方面総監部を改編し、施策補佐官（仮称）及び地域連絡調整課（仮称）を新設する。」

②地方連絡部の改編と改称

「地方公共団体との調整や協力に係る機能を強化するため、各都道府県における自衛隊連絡部に国民保護・災害

対策連絡調整官（仮称）を新設して改編し、同時に自衛隊地方協力本部（仮称）へ名称を変更する。」

（2）防衛庁の事務連絡

防衛庁運用局運用課国民保護・災害対策室から都道府県国民保護計画担当課宛てに「市町村国民保護協議会の委員への自衛隊員の任命について」（平成17年11月15日）と題する事務連絡文書が配布され、要求があれば自衛隊員を派遣する用意があるとしている。

6 国民保護計画と地方自治

（1）11府県の要望と長崎市議会の付帯決議

①外交努力を要望した11府県

都道府県の国民保護計画の中で、わが国の平和と安全を確保するために、政府にたいする外交努力を要望したところが11府県に及んだ。いずれも総則で表明している。

岩手県、新潟県、埼玉県、長野県、神奈川県、福井県、京都府、兵庫県、山口県、長崎県、宮崎県
岩手県の例；

第1編 総則 第1章 計画の目的

わが国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府が、国際協調に基づく外交努力などにより、武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、一方では、こうした外交努力にもかかわらず、わが国の平和と国民の安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくこともまた極めて重要なことである。県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、県の責務を明らかにするとともに、県の国民の保護に関する計画について定める。

②長崎市議会の付帯決議

長崎市議会は、長崎市国民保護協議会設置条例、長崎市国民保護対策本部等設置条例の議決に際し、「市民を代表する市議会がこれ（中尾注：国民保護計画の策定）に関与し得ず、その議論・意見が、同計画の策定過程において反映されるべき機会が何ら得られないことは、市議会として、市民の負託に応える職責を果たし得ないことになる」とし、「素案作成後、市議会に同案を示し内容を説明するとともに、議会の意見を十分斟酌することを求める」という付帯決議を採択した。（2006年3月28日）

（2）鳥取県と隊友会との協定

鳥取県は3月28日、鳥取県内の自衛隊OBで構成する鳥取県隊友会と「緊急事態における隊友会の協力に関する協定」を結んだ。

協定では、「隊友会の持つ組織力・専門的知識・能力・経験等を活用」するとしているが、隊友会は「訓練等に積極的に参加する」（協定11条）となっており、元自衛官が広く住民の中に入っていくことになる。隊友会は、そのHPによると約14万人（鳥取県では約1200人）の正会員をかかえており、自治会やPTA等に入り込み、地方議員になっていることも少なくない。こうした協定が全国で結ばれると大きな影響力を発揮することになる。

（3）市町村と国民保護計画

①国民保護法にも「国民の保護に関する基本指針」にも、市町村の国民保護計画作成の期限は定められていない。

②市町村の国民の保護に関する計画は都道府県の計画に基づいて作成する。（保護法35条）

③高知県の事例（日本平和委員会のEメール・2006年3月23日）

国民保護法関連条例 高知・大月町否決、同・土佐町継続審議

この3月地方議会では、国民保護協議会と国民保護本部の設置に関する条例案が審議されています。

高知県平和委員会は、1月25日の県理事会で取り組みを討議し、反対の申し入れを各首長、担当者に行

うことを決めました。また、平和委員会も加盟する有事法制反対高知県連絡会は「慎重な対応を求める陳情書」を全自治体に送りました。

大月町では、条例案の審議の際に陳情が資料として配布され、共産党の伊芸町議が「県の想定は、土佐湾に不審船が押し寄せる、山にゲリラが立てこもるなど、およそ現実的ではない。国が法律を決めた、県が計画を決めたからなどといって十分な審議もしないで条例を制定するのは地方自治の本旨に反する。」と反対討論を行った結果、賛成4、反対7で条例案が否決されました。

土佐町では、議会前の2月16日に嶺北平和委員会が大豊町、本山町とともに訪問して要請を行いました。その後、ここでも3月議会で慎重審議を求める陳情が採択され、その直後の条例案提案だったので、「慎重審議を求める陳情を採択しておきながら十分な審議もなく条例案を採決にかけるのはおかしい」との討論で、継続審議となりました。

和田高知県平和委員会事務局長は、「想定内容そのものに無理がある。いまおおいに問題提起をすることが大事。そうすれば議論が広がっていく。」と今後の決意を語っています。